木津川上流流域下水道木津川上流浄化センター電力調達に係る仕様書

1　概　要

（1）　対 象 事 業 場　木津川上流浄化センター、相楽中継ポンプ場
（2）　需 要 場 所　京都府相楽郡精華町大字下狛小字椋ノ木97番地　他
（3）　業種及び用途　下水道処理施設

2　仕　様

（1）　電気方式、標準電圧、標準周波数、受電方式、発電設備等

各仕様＼事業場		木津川上流浄化センター		相楽中継ポンプ場
		本契約	自家発補給契約※	
電気方式		交流３相３線式	－	交流３相３線式
標準電圧		6,000V	－	6,000V
計量電圧		6,000V	－	6,000V
標準周波数		60Hz	－	60Hz
受電方式		本線受電のみ	－	本線受電のみ
発電設備	定格出力及び台数	1,500kVA　１台	25kW　７台	625kVA　１台
	用途	非常用	場内発電	非常用
	定格電圧	6,600V	200V	6,600V
	系統連係の有無	無	有	無

※ 平成27年の供用開始以降、令和２年８月においてのみ自家発補給契約の使用実績あり。

（2）　契約電力及び予定使用電力量
別添資料のとおり（実際の使用電力量は、増減する可能性あり）

（3）　契約期間及び需給期間
別添資料のとおり（契約日から受給開始日の前日までは、契約履行に係る準備期間）

（4）　需給地点
需要場所における京都府の構内高圧架空引込第１柱上の第１支持点負荷側に、京都府が設置した気中開閉器の電源側リード接続点

（5）　電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

（6）　保安上の責任分界点
需給地点に同じ。

（7）　検針日および計量
検針日：別添資料のとおり
計　量：計量器により記録された値

（8）　代金の算定期間
前月の計量日０時から当該月の当該月の計量日の前日24時までの期間

（9）　料金制度
基本料金と電力量料金（時間帯や季節別の単価設定はよいが、市場連動型プランのような単価変動は不可）に基づく二部料金制を原則とし、予備電力及び自家発補給電力等のその他料金は、京都府を供給区域とする旧一般電気事業者（以下単に「旧一般電気事業者」という。）の例によるものとする。

(10)　力率

ア　供給者は、契約期間において、その月の平均力率により、力率割引又は割増しを行うものとし、京都府を供給区域とする一般送配電事業者（以下単に「一般送配電事業者」という。）の供給条件等の規定によるものとする。

イ　力率は、その月の午前８時から午後10時までの時間における平均力率とし、小数点以下第１位を四捨五入する（単位は%）。また、瞬間力率が進み力率となる場合の瞬間力率は100%とする。

平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率}(\%) = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

ウ　契約期間における予定平均力率は、100%とする。

(11)　燃料費等調整

燃料費等調整額（燃料費調整額及び市場価格調整額）は、各需要施設別に需給開始日以前（需給開始日を含む。）に実施されている最新の旧一般電気事業者の電気供給条件（特別高圧・高圧）で定める額とし、需給開始後に新たな電気供給条件（特別高圧・高圧）を実施された場合でも、当初のものを適用する。

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費等調整額は考慮しない。

(12)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、一般送配電事業者の供給条件等の規定によるものとする。

なお、入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。

(13)　契約超過金

京都府は、その月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、京都府と供給者の協議により、超過金の支払いの適否及びその金額を決定するものとする。

(14)　精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、精算金を請求することができるものとする。

なお、清算金の算定は、一般送配電事業者の供給条件等の規定により算定するものとし、その金額は双方協議の上で決定するものとする。

(15)　支払方法

供給者は、代金の算定後すみやかにその代金の請求を毎月行うこととし、京都府は、個別契約の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

(16)　単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

ア　契約電力及び最大需要電力の単位は１kWとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

イ　使用電力量の単位は１kWhとし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

ウ　力率の単位は１％とし、その端数は小数点以下第１位を四捨五入する。

エ　料金その他の計算における合計金額並びに消費税及び地方消費税の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

(17)　その他

契約書、本仕様書及び質疑・回答書に記載なき事項については、一般送配電事業者の供給条件等を参考に、双方協議の上で決定するものとする。

別添資料（木津川上流浄化センター）

木津川上流浄化センター電力調達（対象建物、電気使用量、契約電力等）　一覧

需要場所	計量日	契約期間	電力需給期間	種別	契約電力(kW)	予定使用電力(kWh)	電気方式	標準電圧(V)	計量電圧(V)	標準周波数(Hz)	受電方式	非常用発電設備		
												定格出力及び台数	定格電圧(V)	系統連係の有無
木津川上流浄化センター 相楽郡精華町 大字下狛小字椋ノ木97番地	1日	契約日　～　R10.3.31	R9.4.1　0時　～　R10.3.31　24時	高圧電力(BL-TOU)	810	4,557,400	交流 3相 3線式	6,000	6,000	60	本線受電のみ	1,500kVA 1台	6,600	無
自家発補給契約 相楽郡精華町 大字下狛小字椋ノ木97番地	1日	契約日　～　R10.3.31	R9.4.1　0時　～　R10.3.31　24時	高　圧 自家発 補　給	175	0	－	－	－	－	－	25kW 7台	200	有
相楽中継ポンプ場 木津川市 相楽高下4番地9	1日	契約日　～　R10.3.31	R9.4.1　0時　～　R10.3.31　24時	高圧電力(BS)	178	463,200	交流 3相 3線式	6,000	6,000	60	本線受電のみ	625kVA 1台	6,600	無

予定使用電力量（月別内訳）

需要場所： 木津川上流浄化センター

（単位：kWh）

種別 / 年月	使用電力量			
	昼間電力	夜間電力	重負荷電力	合　計
令和9年4月	171,200	178,300	0	349,500
令和9年5月	160,800	217,900	0	378,700
令和9年6月	193,000	181,100	0	374,100
令和9年7月	100,800	209,800	115,100	425,700
令和9年8月	105,600	208,500	118,300	432,400
令和9年9月	96,600	208,500	101,900	407,000
令和9年10月	204,000	187,300	0	391,300
令和9年11月	173,500	179,400	0	352,900
令和9年12月	176,600	190,000	0	366,600
令和10年1月	174,100	206,400	0	380,500
令和10年2月	164,800	170,900	0	335,700
令和10年3月	182,100	180,900	0	363,000
合　　計	1,903,100	2,319,000	335,300	4,557,400

自家発補給契約

（単位：kWh）

種別 / 年月	使用電力量			
	昼間電力	夜間電力	重負荷電力	合　計
令和9年4月	0	0	0	0
令和9年5月	0	0	0	0
令和9年6月	0	0	0	0
令和9年7月	0	0	0	0
令和9年8月	0	0	0	0
令和9年9月	0	0	0	0
令和9年10月	0	0	0	0
令和9年11月	0	0	0	0
令和9年12月	0	0	0	0
令和10年1月	0	0	0	0
令和10年2月	0	0	0	0
令和10年3月	0	0	0	0
合　　計	0	0	0	0

予定使用電力量（月別内訳）

需要場所： 相楽中継ポンプ場

（単位：kWh）

種別 / 年月	使用電力量			
	夏季電力	その他季電力		合　計
令和9年4月	0	40,600		40,600
令和9年5月	0	43,000		43,000
令和9年6月	0	42,300		42,300
令和9年7月	35,800	0		35,800
令和9年8月	36,500	0		36,500
令和9年9月	38,400	0		38,400
令和9年10月	0	39,400		39,400
令和9年11月	0	37,100		37,100
令和9年12月	0	37,300		37,300
令和10年1月	0	38,800		38,800
令和10年2月	0	34,300		34,300
令和10年3月	0	39,700		39,700
合　　計	110,700	352,500	0	463,200